

大口町告示第14号

給与の口座振込制度取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

給与の口座振込制度取扱要綱の一部を改正する要綱

給与の口座振込制度取扱要綱（昭和60年大口町告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与の」を「大口町給与の」に改める。

第2条第1項中「並びに大口町職員定数条例第1条の職員」を「、大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）第1条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「大口町嘱託員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員その他のこれらに準ずる職員」を加え、「適用することができる」を「適用する」に改める。

第3条第1項中「大口町職員の給与に関する条例」の次に「（昭和36年大口町条例第4号）」を加え、「第2条第1項で」を「第2条第1項に」に改め、「退職手当を除く。」の次に「及び大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）第2条第1項に規定されている給与」を加える。

第4条第1項中「振込指定金融機関は、被振込金融機関として指定された別表の金融機関のうち1人2店舗までとする。」を「第2条第1項に規定する職員は、振込口座を1人2口座まで指定することができる。」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第5条中「年1回9月とし」を削る。

第7条中「給与支給控除明細表と給与明細（袋）」を「給与支給明細書」に改める。

別記様式（第2条関係）中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1

項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の大口町給与の口座振込制度取扱要綱の規定を適用する。

給与の口座振込制度取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>大口町給与の口座振込制度取扱要綱</u> (制度適用の職員の範囲) <p>第2条 給与の支払いを口座振込の方法により行うことのできる職員は、町長、副町長、教育長、<u>大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）第1条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、大口町より給与の支給を受けているもので本人の意思により申出をし、給与の口座振込承諾書（別記様式。以下「承諾書」という。）を提出した職員とする。</p> <p>2 大口町嘱託員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員その他のこれらに準ずる職員についても前項の規定を適用する。</p> <p>(口座振込の対象となる給与の種類)</p> <p>第3条 口座振込により支払をする給与とは、大口町職員の給与に関する条例<u>（昭和36年大口町条例第4号）第2条第1項に規定されている給与（宿日直手当及び退職手当を除く。）及び大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）第2条第1項に規定されている給与</u>をいう。</p> <p>2 略 (預金種目及び振込口座の指定)</p> <p>第4条 第2条第1項に規定する職員は、振込口座を1人2口座まで指定することができる。</p> <p>2 指定する振込口座の名義は、給与を受領する職員の名義のものとする。</p>	<u>給与の口座振込制度取扱要綱</u> (制度適用の職員の範囲) <p>第2条 給与の支払いを口座振込の方法により行うことのできる職員は、町長、副町長、教育長<u>並びに大口町職員定数条例第1条の職員</u>のうち、大口町より給与の支給を受けているもので本人の意思により申出をし、給与の口座振込承諾書（別記様式。以下「承諾書」という。）を提出した職員とする。</p> <p>2 大口町嘱託員についても前項の規定を適用することができる。</p> <p>(口座振込の対象となる給与の種類)</p> <p>第3条 口座振込により支払をする給与とは、大口町職員の給与に関する条例<u>第2条第1項で規定されている給与（宿日直手当及び退職手当を除く。）</u>をいう。</p> <p>2 略 (預金種目及び振込口座の指定)</p> <p>第4条 振込指定金融機関は、被振込金融機関として指定された別表の金融機関のうち1人2店舗までとする。</p> <p>2 振込口座の指定は、1人2口座までとする。</p> <p>3 指定する振込口座の名義は、給与を受領する職員の名義のものとする。</p>

新	旧
<p>3 指定する振込口座の種類は、普通預金口座（総合口座を含む）又は当座預金口座とする。</p> <p>第5条 指定口座の変更は、それぞれの変更の前月の25日までに承諾書により変更の申出をすることができる。ただし、住所変更、氏名変更及び指定口座の解約等により変更が必要となったときは、その都度本人の申出により次月の給与の支払いから変更を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（振込通知）</p> <p>第7条 給与が口座に振込まれた場合、<u>給与支給明細書</u>でもって振込通知に替えるものとする。</p> <p>別記様式 【別記】</p>	<p>4 指定する振込口座の種類は、普通預金口座（総合口座を含む）又は当座預金口座とする。</p> <p>第5条 指定口座の変更は<u>年1回9月</u>とし、それぞれの変更の前月の25日までに承諾書により変更の申出をすることができる。ただし、住所変更、氏名変更及び指定口座の解約等により変更が必要となったときは、その都度本人の申出により次月の給与の支払いから変更を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（振込通知）</p> <p>第7条 給与が口座に振込まれた場合、<u>給与支給控除明細表</u>と<u>給与明細（袋）</u>でもって振込通知に替えるものとする。</p> <p>別記様式 【別記】</p>

